

第7回千葉県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和8年4月16日（木） 午後1時30分から

2 場 所 プラザ菜の花 3階「菜の花」

3 出席者

委 員 立岡 大助、粕谷 清、出山 輝夫、勝矢 久、村尾 真一、
戸澤 優之、高井 則之、吉富 友恭、小倉 久子

農林水産部 高橋部長

水 産 局 石黒水産局長

水 産 課 宮嶋課長、大槻副課長
篠原漁業調整班長、志村技師

漁業資源課 原課長、末永副課長
赤羽資源管理班長、佐々木技師
中丸漁場環境整備班長

水産事務所 銚子：坂本所長、辻技師
館山：荒井所長、小宮課長、渡邊副主査
勝浦：三田所長、鈴木課長

水産総合研究センター内水面水産研究所 藍所長

事 務 局 永野副技監、久野主査、田島技師、山下主事、野澤主事

4 議 題

- (1) 令和8年度第5種共同漁業権魚種の目標増殖量に係る委員会指示について
- (2) 千葉県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する法律に基づく処
分に係る審査基準の策定について
- (3) その他

5 審議経過

【永野副技監】

出席予定の委員さんが皆さんお揃いでございますので、ただいまから第7回千葉県内水面漁場管理委員会を開会いたします。着座にて失礼いたします。

本日の委員会は、令和8年度に入りまして最初の委員会でございます。会議に先立ちまして、4月1日付で事務局と県に人事異動がございましたので、御手元の事務局・

県職員名簿に沿って、異動のなかった職員も含めて、私のほうから紹介させていただきます。

(事務局・県職員紹介)

【永野副技監】

続きまして、委員の方々を御紹介させていただきます。

(委員紹介)

【永野副技監】

なお、大堀委員におかれましては、所用のため欠席されております。

以上をもちまして、職員と委員の紹介を終わります。

それでは、立岡会長から御挨拶をお願いいたします。

【立岡会長】

皆様、こんにちは。第7回千葉県内水面漁場管理委員会へ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。特に本日は、新年度に入りまして初めての委員会ということでございまして、公務御多忙の中、県からは農林水産部長の高橋様、水産局長の石黒様をはじめ、多くの関係職員の方々に御出席をいただきました。誠にありがとうございます。

当委員会といたしましては、本県内水面の水産資源の保護増殖や漁場の適切な利用、さらには地域の活性化にもつながる遊漁など、多面的な機能が発揮されますよう、県との連携を図りながら、しっかりその役割を果たしてまいりたいと考えております。引き続き御指導のほどよろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会ですけれども、第5種共同漁業権魚種の目標増殖量に係る委員会指示についてのほか1議案、合計2議案を予定しております。内水面は海面と異なりまして、漁業権を有する漁協は、種苗放流等の増殖行為が漁業法に基づいて課せられております。目標増殖量は各組合が取り組む具体的指標となるものであり、本日お諮りする原案につきましては、県の担当部署と委員会事務局とで連携して、各組合と事前

に協議・調整したものと伺っておりますが、大変重要な案件でございます。委員の皆様には、慎重なる御審議をお願いしたいと考えております。

以上、簡単でございますけども、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

【永野副技監】

ありがとうございました。

続きまして、県を代表いたしまして、高橋農林水産部長から御挨拶をいただきたいと存じます。

【高橋農林水産部長】

改めまして、農林水産部長の高橋でございます。昨年度に引き続きまして、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、本年度最初の委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。日頃より、まず、委員の皆様方には、採捕許可ですとか、委員会指示の御審議を通じまして、本県の内水面における水産資源の保護や漁場管理に御尽力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

本県の河川や湖沼は、アユやウナギなどの地域の水産物を供給する場であるとともに、釣りなどのレクリエーションの場としても多くの方々に親しまれておりまして、地域の活性化にも大きな役割を果たしているものと考えているところでございます。

今年度は、先ほどお話もございましたように、第5種の共同漁業権の魚種の目標増殖量に係る委員会指示ですとか、ウナギ稚魚の漁業の許可の更新などが予定をされているところでございまして、委員の皆様方からの御意見を伺いながら、適切に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、令和9年、来年の11月14日に、銚子市と旭市におきまして、全国豊かな海づくり大会が開催されることとなりました。日付が先日決まったところでございます。また、これに先立ちまして、今年の11月1日には、1年前プレイベントということで、銚子漁港におきまして、漁船による海上歓迎パレードなどを実施する予定としております。千葉県が多様な水産物の魅力を広く県内外の皆様方に知っていただく、またとない機会であると考えておりますので、漁業関係者の皆様方と連携をしながら、着実

に準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

こういったイベントを通じまして、様々な施策も実施をしながら、本県の内水面漁場の発展に努めてまいりますので、委員の皆様方には、今後とも御支援・御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、新年度の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【永野副技監】

高橋部長、ありがとうございました。

ここで、高橋農林水産部長と石黒水産局長におかれましては、所用により退席されますので御了承願います。

(部長・局長退席、配置換え)

【永野副技監】

配置換えが終わりましたので、管理委員会を再開いたします。

本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。

会議に出席できない旨の連絡のあった委員は、大堀委員の1名でございます。委員定数10名のうち9名の出席をいただいております、過半数の委員に出席されておりますので、漁業法173条で準用する第145条により、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条により、立岡会長にお願いいたします。

【立岡会長】

それでは、議事を進行させていただきます。

まず、本日の議事録署名人ですけれども、委員会会議規程第10条の規定により、私のほうから指名をさせていただきます。

粕谷会長代理様、それと、村尾委員様にそれぞれお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「令和8年度第5種共同漁業権魚種の目標増殖量に係る委員会指示について」を上程します。

事務局より朗読と説明をお願いします。

【田島技師】

(朗読)

続きまして、令和8年度の目標増殖量の考え方について御説明させていただきます。

先ほどと同じ資料1-1の、1ページ目を御覧ください。

これまでの動きを簡単におさらいしますと、2月に開催しました第6回管理委員会において、令和7年度の増殖行為の実施状況等の聞き取りについて報告させていただきましたが、併せて漁場の利用状況や資源状況、経営状況についても聞き取りを行った結果、フナについては、全ての漁場において漁業権魚種として設定されていますが、利用の状況が低迷しており、多くの漁場において、漁業者・遊漁者ともに利用度が低下しているため、漁場からの資源の持ち出しも限定的であるとのことでした。

また、一部の漁場を除き、遊漁料収入も徴収できていない状況でした。

また、漁業者が主に利用していたと考えられるウナギについても、利根川水系や手賀沼などの放射能の影響による出荷制限の解除後も、取引は従前までの回復には至っていないことや、その他の漁場においても利用率が低迷している状況がうかがえました。

一方で、両魚種ともに、増殖経費は種苗単価の高騰等により増加しておりまして、結果として、種苗放流経費が組合経営を圧迫している状況となっていました。

このような状況から、フナ及びウナギの2魚種については、各組合から指示量の削減をしてもらいたい旨の要望が多数ありました。この2魚種は多くの漁業権漁場で漁業権魚種となっていることから、8年度の指示量の見直しの対象種といたしました。

なお、フナにつきましては、遊漁が主要な対象となるヘラブナは、組合により増殖の考え方に違いがありますが、経費が増加していることには変わりなく、目標増殖量に係る指示量は下げてもらいたいとの意向は同じでした。

それでは、魚種別に説明いたします。

フナについては、フナに係る種苗放流に係る経費の平均が、前回見直しを図った時点と比べて3割ほど増加していましたので、原則として令和7年度の指示量から3割を減じた数量を令和8年度の指示量に設定しましたが、一部の漁場においては、この3割

削減を除いた設定としています。

資料にあるとおり、除外する（１）の区域は、少ないながらも利用がある内共第5号の南白亀川は、現在の状況を維持することとしても放流量の算定が難しいことから、これまでの指示実績として、令和7年度実績と同じ数量としました。

また、その下にある手賀沼につきましては、手賀沼漁協、我孫子・手賀沼漁協の両漁協共に、一定量として年間約2,000キロ程度の漁獲量がありました。

また、この区域は放射能に係る出荷制限がかかっていた区域で、その際に、遊漁対象としてのヘラブナのみを対象とする指示量としておりましたので、令和7年度と同数の指示量としております。

続きまして、フナの（２）の除外区域について説明いたします。

内共第10号から11号までの利根川の下流域と、内共第14号の利根川の中流域でございますが、利用の状況は同様の低迷した状況でありましたので、地区内を統一とした指示量としました。

以上が、フナに係る指示量の考え方でございます。

続きまして、ウナギについて説明いたします。

ウナギについても、多くの漁場で漁業権魚種として取り扱われていますが、利用は低下しています。また、種苗単価の高いウナギは、平成30年度にも全体的に削減した経緯がありますが、その頃と比較しても種苗経費が1割ほど増加しており、フナと同様に、増加見合い分として、原則的に令和7年度の指示量から1割を削減した量としました。

また、ウナギについても、（１）として、年間の漁獲量が少量ですが、ある漁場、内共第11号、内共14号共に、現状維持する数量として、算定が難しいのですが、令和7年度の指示量といたしました。

さらに（２）として、指示量が未達成となっている組合のうち、特に収支状況が厳しい漁協への対応として、組合の経営を鑑みまして、近年の漁獲量に相当する量を指示量といたしました。

見直しを行ったフナとウナギ以外の魚種につきましては、令和7年度の指示量を継続した数量とした案となっています。今後も利用度の状況や組合経営の状況等を勘案し、現場状況に即した形で指示量を検討してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議くださいますようお願いいたします。

【立岡会長】

ただいま、議案の朗読・説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

村尾委員さん。

【村尾委員】

遊漁がちょっと減っているということなんですけども、10%ぐらい落ち込んでいるという考えでよろしいでしょうか。

【永野副技監】

漁場によりまして、現象の状況に幅が出てきてしまうというような報告を受けております。あと、魚種によりまして、集客しやすい魚種とそうでない魚種というところも、魚種によって大きく違ってきているというようなことは伺っております。

【村尾委員】

多分、遊漁料なんかで実感すれば、下がっているというのが分かると思うんですけども、遊漁料だけ見ると、どれぐらい下がってんですか。

【永野副技監】

遊漁料で見ますと、令和6年度が5年平均に比べて、ほぼ横ばいの状態ですね。

【村尾委員】

横ばい。

【永野副技監】

はい。ただ、組合のほうにお伺いすると、コロナ禍が一番酷かったときは、やはり自然状況の中で他の釣り人と、要は接触しないということで、ある一定の伸びがあったそうですが、その後また減少傾向となってしまったとお伺いしています。

【村尾委員】

ありがとうございます。

もう一ついいですか。つまらない質問ですけれども、ウナギの1キログラムというのは何匹ぐらいに相当するのですか。

【永野副技監】

サイズによって異なると思いますが、藍所長、何か分かりますか。

【藍内水面水産研究所長】

サイズによって異なりますけれども、仮に20グラムぐらいとするならば50尾となります。それぐらいのサイズのものを購入していると思います。

【村尾委員】

ありがとうございます。

【立岡会長】

よろしいですか。

【村尾委員】

はい。

【立岡会長】

ほかに御意見、御質問ございますか。

今回は特に、漁協の方々から、フナとウナギについて、実際、経営面から見直しを図っていただきたいというような声が結構出たということで、県と事務局のほうで調整して、こういう形の案をつくらせていただいたということですが、何かございますか。よろしいですか。

特にないようですので、質疑を終了し、これより採決に入りたいと思います。

第1号議案「令和8年度第5種共同漁業権魚種の目標増殖量に係る委員会審議について」の原案に、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【立岡会長】

挙手全員。第1号議案は原案どおり可決、決定します。

なお、この委員会指示を県報で公示するに当たりまして、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要となった場合につきましては、私と事務局に御一任いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【立岡会長】

異議ないということですので、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第2号議案の「千葉県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準の策定について」を上程します。

事務局より朗読と説明をお願いします。

【久野主査】

(朗読)

では、内容について説明させていただきます。

審査基準の案につきましては、資料5ページからですが、基準制定の経緯について、別途お示しさせていただきたいと思います。

別添資料の、資料2-1をお手元をお願いいたします。

上の四角囲み部分より説明させていただきます。

「個人情報の保護に関する法律」が改正され、地方公共団体での個人情報に関わる審査など保護制度に関しても、同法律に一元化され、共通ルール化が図られることとなりました。これを受け、千葉県内水面漁場管理委員会においても、個人情報に関して同法律に基づく処分（開示・不開示、訂正請求、利用停止決定等）に関わる審査基準を策定することが求められており、別添（案）のとおり策定するものです。

次に、審査基準（案）の概要について説明させていただきます。

資料に記載の第1から第7の構成で作成しており、こちらについては、知事部局で作成した基準の内容に準拠して作成しております。

次に、意見公募手続についてですが、知事部局に準拠して策定しているため、千葉県行政手続条例第38号第4項第5号の規定により、意見公募を実施しないことといたします。

なお、別冊にしています右肩に資料2-1、資料2-2の資料については、今回定める審査基準の項目等は、関係法令の該当する条文等の対応表になっております。参考に添付してございますので、お時間あるときに御確認いただきたいと思います。

説明は以上です。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

【立岡会長】

ただいま議案の朗読・説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何か御意見、御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

事務的なところで、個人情報の取扱いについて、県で統一的な取扱いをするということで、この内水面委員会においても、県のほうで定めたものと同じ内容のものを定めるということだそうですので、もし御質問がないようであれば、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【立岡会長】

では、第2号議案「千葉県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準の策定について」、原案に賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

【立岡会長】

挙手全員ということで、第2号議案については、原案のとおり可決、決定いたします。

次に、会議次第、議題2のその他ですけれども、皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特になければ、本日の議題は全て終了いたします。

次に、会議次第、議題3の「その他」ですけれども、皆様から何かありますか。

特になければ、事務局より事務連絡をお願いいたします。

【永野副技監】

(年間スケジュールの説明)

【田島技師】

(事務局事務連絡)

【立岡会長】

では、これをもちまして、第7回千葉県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。

午後2時12分 閉会